

## ● 実施機関の認定

### ● 実施機関の主な認定基準（応募要件）

生産性向上支援訓練の実施機関は、訓練の趣旨・目的を理解し、かつ、別に定める認定基準を満たす必要があります。主な認定基準については以下のとおりです。

※申請する都道府県によって、認定基準の一部が異なる場合があります。

- ◆ 法人格を有する者であること。
  - ◆ 国又は地方公共団体でない者であること。
  - ◆ 生産性訓練に関する事務を担当する者（講師との兼務は不可）を1名以上配置し、かつ、個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を侵害することなく業務を実施できる者であること。
  - ◆ 認定申請書提出日から遡って1年以内に、申請する訓練分野のカリキュラム（生産性向上支援訓練カリキュラムモデルのうち該当する訓練分野のカリキュラムをいう。以下同じ。）に関連した内容の職業訓練（Off-JTで実施される職業能力の開発及び向上の促進のための訓練をいう。）を、自社従業員以外の者に対して1コース以上実施した実績を有し、かつ、申請する訓練分野のカリキュラムを効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者であること。
  - ◆ 生産性訓練の利用者となる中小企業等の課題や要望等を踏まえ、カリキュラムをカスタマイズして提案できる専門知識、能力、経験を有する者であること。
  - ◆ 以下の（1）から（3）までのいずれかの要件を満たす講師を確保できる者であること。  
なお、過去に生産性向上支援訓練を担当した講師にあっては、訓練終了後のアンケート調査において、当該講師の指導方法等に関する評価が著しく低い者でないこと。
- （1）必要な経験を有する者  
次のイ及びロのいずれにも該当する者であること。なお、イの実務経験年数には、ロの指導経験年数を含めることができること。
- イ 訓練内容に関連した業務の実務経験を5年以上有する者
  - ロ 訓練内容に関連した職業訓練の指導経験を3年以上有する者
- （2）長期間の実務経験を有する者  
次のイ及びロのいずれにも該当する者であること。
- イ 訓練内容に関連した業務の実務経験を10年以上有する者
  - ロ 訓練内容に関連した職業訓練の指導経験を有する者（※経験年数や経験回数の多寡は問わない。）
- （3）センターが特に必要と認める者  
センター所長が生産性向上支援訓練を適切に実施することができると認めた者であること。

### ● 実施機関の認定方法

全国の各職業能力開発促進センターホームページにおいて実施機関を募集し、申請者から提出された書類を審査し、かつ、申請者に対するヒアリングを行うことにより認定基準を満たすことを確認し、実施機関として認定します。※申請する都道府県によって、必要書類の一部が異なる場合があります。

【認定申請時に提出が必要な書類】

- ◆ 生産性向上支援訓練実施機関認定申請書（指定様式）
- ◆ 対応可能コース確認書（指定様式）  
※生産性向上支援訓練カリキュラムモデルのうち、対応可能な訓練コースについて確認します。
- ◆ 訓練実績等確認書（指定様式）  
※訓練実績のほか、業務の受託に係る条件等について確認します。
- ◆ 訓練実績が分かる書類（事業報告書、契約書、パンフレット等）（写）  
※過去1年以内に、申請する訓練分野のカリキュラムに関連した内容の職業訓練を、自社従業員以外の者に対して、1コース以上実施した実績が分かる書類（契約書、パンフレット等）の添付が必要です。
- ◆ 法人登記簿謄本等（写）又はそれに類するもの  
※法人であることを証明する書類を提出してください。
- ◆ 企業概要（パンフレット等） など

※指定様式については、実施機関募集案内をホームページに掲載した後、申請希望者に配布します。